

令和6年第4回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和6年4月11日(木)午後3時00分から午後4時00分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室

3 出席委員(8名)

会 委 員	長	8番	宮本	敏郎
	員	1番	増田	榮
		2番	鈴木	憲司
		3番	長崎	光男
		4番	野村	斗士夫
		5番	長谷川	貴子
		6番	岩井	秀喜
		7番	朝倉	友子

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 令和6年度第1次農用地利用集積計画の承認について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

議案第4号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更に対する意見について

議案第5号 「令和5年度栄町農業委員会最適化活動の目標に対する点検・
評価」及び「令和6年度栄町農業委員会最適化活動の目標の設定等」について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

その他

6 出席職員

農業委員会事務局長 大野 茂夫

農業委員会事務局班長 青木 秀直

農業委員会事務局主査 石井 秀憲

7 農地利用最適化推進委員(8名)

日暮 秀男 岩竹 一哉 岩竹 一哉 岩田 公夫

大見川 正明 後藤 良和 眞仲 健司 齊藤 博之

◎開会

午後 3 時 0 0 分開会

○事務局長（大野茂夫）

それでは、始めさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

ただ今より、令和 6 年第 4 回栄町農業委員会総会を開会します。本日の委員 8 名中 8 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは、3 番長崎光男委員、4 番野村斗士夫委員をお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の青木氏と石井氏を指名します。

○議長（宮本敏郎）

それでは議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1 について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、1 ページ 議案第 1 号 整理番号 1 について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、3 ページから 4 ページをご覧ください。

農地の所在は、北辺田字向芝、地目は登記簿・現況共に畑、農振農用地で面積は 426 m²他 7 筆で、合計 3,182 m²です。

譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第 3 条の許可を申請したものです。

譲受人の労力総数は 3 人、申請事由は、譲渡人が遠方農地の処分、譲受人が規模拡大になります。

それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明します。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第 1 号の全部効率利用要件及び、同項第 4 号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ

ます。

次に、譲受人は農業法人以外の法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件及び同項第3号の信託の禁止には該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止は該当いたしません。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は畑で、譲受人は許可後、ネギ等を作付けする計画なので問題はないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を増田委員から報告願います。

○1番（増田榮）

申請された農地について、現地を確認しました。

北辺田の申請地は更地の状態でした。

興津の申請地については、以前、篠が生えていた遊休農地でしたので、作物が耕作できるようにするため、伐根されておまして、特に問題はないと思われます。以上です。

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の岩田さんから、ご発言がありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（岩田公夫）

特にありません。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号1については、許可することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

続いて、議案第1号 整理番号2について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、2ページ 議案第1号 整理番号2について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、5ページをご覧ください。

農地の所在は、須賀字屋敷割、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,122㎡他3筆で、合計2,380㎡です。

譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件も、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第3条の許可を申請したものです。

譲受人の労力総数は2人、申請事由は、譲渡人が遠方農地の処分、譲受人が規模拡大になります。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明します。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ

ます。次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件及び同項第3号の信託の禁止には該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止は該当いたしません。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は田で、譲受人は許可後も、水稻を作付けする計画なので問題はないと思われ

ます。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を長崎委員から報告願います。

○3番（長崎光男）

申請されました農地について、現地を確認しましたところ。

申請地は耕耘されておりました、適正に管理されておりました。

したがって特に問題はないと思えます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の岩竹さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩竹一哉）

特に問題はないと思えます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

ます。

(挙手なし)

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号2を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号2については、許可することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

続いて、議案第1号 整理番号3について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、2ページ 議案第1号 整理番号3について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、6ページをご覧ください。

農地の所在は、須賀字長田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,000㎡他2筆で、合計5,366㎡です。

貸付人・借受人・経営面積は記載のとおりです。

本件は、農地の賃貸借権を目的として、農地法第3条の許可を申請したものです。

借受人の労力総数は3人、申請事由は、貸付人が農地の集積に協力する、借受人が農地の集積及び規模拡大になります。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明します。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ

ます。次に、借受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件及び同項第3号の信託の禁止には該当いたしません。

次に、申請地は貸付人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止は該当いたしません。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は田で、借受人は許可後も、水稻を作付けする計画なので問題はないと思われ

ます。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を長谷川委員から報告願います。

○5番（長谷川貴子）

申請された農地について、現地を確認してきました。

申請地について耕耘されており、適正に管理されておりましたので、問題はないと思われます。以上です。

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の岩竹さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩竹一哉）

特に問題はないと思われます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号3を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号3については、許可することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第2号 令和6年度第1次農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1について事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、7ページ、議案第2号 整理番号1について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、10ページから12ページをご覧ください。

農地の所在は、北辺田字下埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は、1,313㎡他17筆で、合計17,823㎡です。

内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

また、10aあたりの賃借料は1.5俵になります。期間は令和6年4月22日から令和16年4月21日までの10年間となっております。

本件は、農地中間管理事業を活用した賃貸借権の設定になります。

農地の中間管理権を取得する「千葉県園芸協会」が、貸し手と借り手の間に入り農

用地の転貸を行うものです。

この借受人については、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号 整理番号1を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めま
す。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第2号 整理番号1については、原案のとおり決定しました。

○議長（宮本敏郎）

続いて、議案第2号 整理番号2を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、この案件については、野村委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

（野村委員退席）

○事務局長（大野茂夫）

それでは、9ページ、議案第2号 整理番号2について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、13ページをご覧ください。

農地の所在は、三和字七居村、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は、896㎡他1筆で、合計2,807㎡です。

内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

また、10aあたりの賃借料は1.5俵になります。期間は令和6年4月22日から令和16年4月21日までの10年間となっております。

本件も、農地中間管理事業を活用した賃貸借権の設定になります。

この借受人についても、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。
議案第2号 整理番号2を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第2号 整理番号2については、原案のとおり決定しました。
野村委員は、入室して着席をお願いします。

（野村委員着席）

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1から整理番号3までについては、農地中間管理事業に関する案件なので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、14ページ 議案第3号 整理番号1から整理番号3までについて、一括してご説明させていただきます。

整理番号1から整理番号2の農地については、以前、農地中間管理事業を活用し賃貸借権の設定をした農地になります。

今まで耕作していた借受人の事情により、農地を転貸人である「千葉県園芸協会」に返却し、従前と同じ契約内容で、新たに借受人のみを変更し賃貸借権の設定を行うものです。

なお、整理番号3の農地についても、以前、農地中間管理事業を活用し賃貸借権の設定をした農地になります。

今まで耕作していた借受人の事情により、農地を転貸人である「千葉県園芸協会」に返却し、従前と違う契約内容で、新たに借受人を変更し賃貸借権の設定を行うものです。

その場合は、以前の手続きと同様に合意解約をしてから、賃貸借権の設定を行うものです。

場所につきましては、16ページから18ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が請方字上請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,617㎡他1筆で、合計5,664㎡です。

次に、整理番号2 農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は4,823㎡他6筆で、合計22,968㎡です。

次に、整理番号3 農地の所在が安食字十王、地目は登記簿・現況共に畑、農振農用地で面積は1,755㎡です。

内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

また、10aあたりの賃借料は1.5俵又は22,792円になります。期間は令和6年4月22日からとなり、既に農地中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間となります。

この3件の借受人については、認定新規就農者又は認定農業者もしくは千葉県農業大学校で6か月間の農業者養成研修を受講し、修了した新規就農者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

○5番（長谷川貴子）

整理番号2の借受人ですが住所が酒直で、布鎌地区まで来て適正な耕作ができるのでしょうか。

また、借受人は畔塗りの際にバルブを飛ばしてしまったという情報が入っており、同じ地域でしたら対応も早くできると思うのですが、違う地域の方が適正な管理ができるのか気になります。

○議長（宮本敏郎）

飛ばしてしまったバルブはそのままですか。

○5番（長谷川貴子）

水が吹き上がっており、結果的には貸付人が対応しました。このようなことから布鎌地区に担い手がいるのに何故、酒直地区の方が耕作されるのか。意見として発言しました。

○事務局班長（青木秀直）

整理番号2の貸付人の希望としましては、窓口に来られた際に既に借受人は決まっております。おそらく貸付人は、借受人に耕作を頼みやすい状況だったと思われ今回の権利設定ということになりました。

○1番（増田榮）

酒直地区の遊休農地は、整理番号2の借受人の耕作地ですがご存じですか。

○事務局班長（青木秀直）

確認しております。

○議長（宮本敏郎）

適正に管理してもらえばよいが。

○4番（野村斗士夫）

条件を付けての賛成はできますか。

例えば、経過措置を設けて改善が見られない場合は却下するようなことはできるのでしょうか。最終的には貸付人の判断になるとかと思いますが。

○事務局班長（青木秀直）

回答書に総会での意見内容を付しての回答はできます。

例えば、総会での話し合いの結果、適正な管理がされない時は、貸付人と園芸協会が改めて話し合いの場を設けて、改善等の対策をとることなどの意見を付して回答することができます。

○議長（宮本敏郎）
どうでしょうか。

○5番（長谷川貴子）
今の時点だと、借受人は既に畔塗りなどの田植えの準備を進めておりますので、借受人を変更しろとまではできないと思います。貸付人の判断になると思いますし、1年間は様子を見るしかないかなと思います。

○議長（宮本敏郎）
どうでしょうか。先ほど事務局が回答書に意見を付して回答できるとのことですので、整理番号2については意見を付して回答ということによろしいでしょうか。

○議長（宮本敏郎）
よろしいですね、他に発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。
議案第3号 整理番号1から整理番号3までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（宮本敏郎）
異議なし、とのことですので、議案第3号 整理番号1と整理番号3について、町に対し、意見なしとして回答し、整理番号2については意見を付して回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）
挙手全員、よって議案第3号 整理番号1と整理番号3については、農業委員会として意見がない旨回答し、整理番号2については意見を付して回答することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）
次に、議案第4号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更に対する意見について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）
それでは、19ページ、議案第4号について、ご説明いたします。
本件は、国土調査法に基づき実施している地籍調査事業で、町から農地の地目変更に係る現地確認について、依頼があったものでございます。
具体的には、登記簿上の地目が農地で現況が非農地であると地権者から申し出のあった土地について、現地確認を行い、町に回答をするものです。

今回の調査地区は、布鎌地区の布太と南と曾根の一部になります。

現地確認を令和6年3月14日に、朝倉委員、長谷川委員、事務局及び都市建設課職員で実施いたしました。

場所につきましては、28ページのA3判の資料をご覧ください。

28ページの赤色に塗られた丸数字が非農地として申し出があった箇所、青色に塗られた丸数字は現況も農地ですが、登記簿の地目と違うことから現況に変更するというものでございます。

次に、20ページの現地調査一覧表をご覧ください。

28ページの赤色丸数字の土地の筆数が28筆になります。一覧表の左側から5番目の地目の欄が登記簿謄本に記載されている地目です。現地確認を行った結果が、一覧表の右側から2番目の枠の農業委員確認欄に記載されているものとなります。

この28筆の内訳につきましては、非農地が23筆で宅地や公衆用道路等に利用されていたものになります。3筆は不耕作地でしたが、耕耘されれば畑としての利用は可能で、農地として判断し、残りの2筆は、町が農振除外の手続きが必要と回答しているため、農業委員会では回答しないものになります。

次に、21ページから27ページの現地調査一覧表をご覧ください。

28ページの青色丸数字が登記簿では畑又は田となっておりますが、現況が違っているため現況の農地地目に変更するものが207筆になります。

なお、今回の農業委員会の回答は参考意見として求められているものであり、最終的な地目認定は法務局の登記官の判断によることとなります。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第4号について、原案のとおり回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第4号については、原案のとおり回答することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第5号「令和5年度栄町農業委員会最適化活動の目標に対する点検・評価」及び「令和6年度栄町農業委員会最適化活動の目標の設定等」について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局班長（青木秀直）

それでは、ご説明させていただきます。

この目標の設定等は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農業委員会は、毎年度、最適化活動に係る目標を設定し、その翌年度に、目標達成状況の点検・評価を行い、その結果を公表するものです。

それでは29ページ「令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」から説明させていただきます。

詳細の資料は、お手元に「別紙様式5」の「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をお配りしておりますので、参考にしてご覧ください。

改めて29ページ「1 最適化活動の成果目標」の(1)農地の集積ですが、4年度末の集積率は37.5%となっております。

令和5年度の目標集積率38.5%に対して、実績集積面積が481haで、実績集積率は33.9%となっております。

目標の達成に向けた主な活動ですが、担い手農業者への農地の利用集積・集約化推進を進めてきましたが、担い手農業者が減少しており、集積率が下がった結果となっております。

続いて、(2)遊休農地の解消等については、令和4年度末の遊休農地面積は、24.5haあり、令和5年度緑区分の解消目標面積は1haとしましたが、緑区分の実績解消面積は、0.1haですが、遊休農地全体の解消した面積は、3.2ha解消され、新たに0.9ha増加して、全体では2.3haの減少となりまして、令和5年度末の遊休農地面積は22.2haとなりました。

遊休農地解消の目標達成に向けた活動については、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんにご協力をいただき、8月から農地利用状況調査からスタートし、利用意向調査、農地パトロールなどを行いました。

活動に対する評価としましては、遊休農地の解消につながるよう継続的な指導などが必要であると考えております。

続いて、(3)新規参入の促進については、目標の同意・公表面積0.1haに対して、実績はありませんでした。

次に、「2 最適化活動の活動目標」の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数ですが、目標の月当たり活動日数1日に対して、実績は1日となりました。

続いて、(2)活動強化月間の遊休農地解消については、目標の実施回数1回に対して、実績は1回となりました。

続いて、(3)新規参入相談会への参加については、目標の参加回数1回に対して、実績はありませんでした。

次に、「3 点検・評価結果」については、「目標の達成状況の評語の適用方法」に基づいて目標項目ごとに達成状況に応じた点数により当てはめるもので、「目標に対して期待をやや下回る結果」となっております。

次に、30ページ「令和6年度最適化活動の目標の設定等」についてご説明いたします。

令和6年4月1日現在の「I 農業委員会の状況」ですが、耕地面積、各種の農家数、農業就業者数などについては、農林業センサス等に基づいた数値となっておりますのでご確認ください。

次に、農業委員会の体制ですが、当町は、平成28年4月より新制度に基づく体制となっており、農業委員8名、農地利用最適化推進委員10名、現在は9名の体制で活動していただいております。

次に、31ページ、「Ⅱ最適化活動の目標」

(1) 農地の集積 ①現状及び課題については、記載のとおりです。

②目標欄をご覧ください。

令和6年度の目標集積面積は、521haで新たに40haを集積し、集積率37%という計画にしております。

この目標の集積率につきましては、「栄町第5次総合計画」で生産性の向上の推進の目指す成果指標と整合性を図ったものでございます。

(2) 遊休農地の解消 ①現状及び課題については、記載のとおりです。

②目標欄をご覧ください。

基準年度が令和3年度の固定ですので、昨年と同じ目標になっております。

次に、32ページ、(3) 新規参入の促進 ①現状及び課題については、記載のとおりです。

②目標欄をご覧ください。

目標面積は、過去3年間の権利移動面積の平均の1割、1.15haを目標としております。

2 最適化活動の活動目標についても、昨年と同じ目標になっております。

最後に、令和6年度の目標、計画が達成できるよう農業委員、農地利用最適化推進委員・事務局の連携・協力体制が不可欠でありますので、改めまして皆様のご協力をお願いします。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第5号「令和5年度栄町農業委員会最適化活動の目標に対する点検・評価」及び「令和6年度栄町農業委員会最適化活動の目標の設定等」について、を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。について、原案のとおり回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第5号については、原案のとおり賛成することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、33ページ、報告第1号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、34ページから35ページと先ほどの議案第3号整理番号3と同じ18ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が興津字上原、地目は登記簿・現況共に畑、面積は343㎡他3筆で、合計2,652㎡です。

次に整理番号2 農地の所在が須賀字長田、地目は登記簿・現況共に田、面積は3,000㎡です。

次に整理番号3 農地の所在が安食字十王、地目は登記簿が畑、現況は田、面積は1,755㎡です。

貸付人、借受人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日及び解約の通知日につきましては、記載のとおりになります。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作してきた農地について、貸付人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を貸付人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和6年第4回総会を閉会します。

○事務局長（大野茂夫）

起立、礼、お疲れ様でした。

午後4時00分閉会